

地区設置規程

(目的)

第1条 この規程は、定款に記載する本会の目的を達成するために設ける。

(地区割)

第2条 前条の規程に基づいて、地区を別記のとおり定める。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。
- 3 この規程は、改定により平成 4年 7月 4日より施行する。
- 4 この規程は、改定により平成13年 9月 1日より施行する。
- 5 この規程は、改定により平成17年 4月29日より施行する。
- 6 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

別 記

西 南 部
西 部
中 央 西
中 央 南
中 央 東
東 部